

## 西会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 【西会津都市計画区域マスタープラン】（素案）

概要版

## 1. 基本的事項

## 1) 対象区域

- ・ 耶麻郡西会津町の各行政区域の一部
- ・ 都市計画区域面積：4,075ha

## 2) 目標年次

- ・ 平成42年（平成22年基準）



図 都市計画区域の広がり

## 1) 都市の現状と課題

## 広域的な視点

- ・ 県の北西部に位置し、日本海側の気候特性を持ち、特別豪雪地帯として指定
- ・ 西会津町は、会津広域都市圏の生活拠点の1つとして、圏域内の会津若松市、喜多方市などとの密接な結びつき
- ・ 新潟県と接している「会津の西の玄関口」の役割を担う

## 土地利用

- ・ 野沢地区に公益施設、商業施設が立地
- ・ 人口減少、高齢化による地域コミュニティの活力低下
- ・ 自然環境との調和を図りつつ、土地利用の誘導や規制、都市基盤施設の整備により良好な市街地環境の形成
- ・ 都市と農村との適正な調和を図り、地域産業の基盤となる農地の保全が必要

## 都市施設

- ・ 磐城自動車道、国道49号などが交通施設の骨格を形成
- ・ 冬期間の大雪対策による安全・安心で利便性の高い道路の整備が必要
- ・ 東日本大震災を踏まえた災害に強い都市施設整備が必要
- ・ 公共交通の機能維持とともに交通結節点である鉄道駅の利便性の向上
- ・ 阿賀川の上流域としての水質保全
- ・ 良好な景観の形成に配慮するとともに、雪対策、ユニバーサルデザインに配慮した整備

## 開発事業

- ・ 人口定住化の推進が必要であり、住宅団地「さゆりが丘ニュータウン」の分譲を進めている
- ・ 市街地の活性化に向けて、安心して暮らせる良好な居住環境の形成が必要

## 自然的環境

- ・ 神社仏閣・史跡など、数多くの文化的、歴史的環境の保全が必要
- ・ 市街地周辺の田園、山地や阿賀川などの豊かな自然環境の保全が必要
- ・ 都市的土地利用との健全な調和を図りつつ、良好な農地の保全が必要
- ・ 多世代の交流の場、災害時の避難場所となる、身近な公園緑地の整備が必要

## 3. 区域区分決定の有無

## 1) 区域区分の有無とその理由

## 「区域区分を定めない」

→人口減少等の社会状況や、農振農用地区域の指定などによる適切な土地利用の体制が整備によって将来の急激かつ無秩序な市街化は見込まれない

## 2. 都市計画の目標

## 2) 都市づくりの理念

福島県の都市政策の基本理念

## 「都市と田園地域等の共生」

- 都市と田園地域等が共生する都市づくり
- 地域特性に応じたコンパクトな都市づくり
- ひと・まち・くまが共生する都市づくり

西会津都市計画区域における都市づくりのビジョン

## 「みんなの音が響き 人と自然にやさしいまちづくり」

- 会津地域の西の玄関口として、“やさしさ”をもって若者と高齢者が交流できるまちづくり
- 飯豊連峰を仰ぎ、西に越後山脈が走り、北には磐梯朝日国立公園と続く緑に恵まれた自然環境を生かしたまちづくり
- 大雪対策を行うとともに、利雪・親雪対策を積極的に推進し、四季を通して安全で安心できるまちづくり

## ① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

- ・ 後世に継承すべき財産である飯豊連峰、越後山脈、磐梯朝日国立公園や阿賀川などの自然環境の保全
- ・ 市街地の無秩序な拡散を抑制し、コンパクトな市街地やまとまりのある集落を維持



## ② 安全で安心できるまちづくりの推進

- ・ 河川・砂防の整備、地すべり対策などの推進
- ・ 輸送路・避難路となる幹線道路の幅員確保、市街地内の公園・オープンスペースの確保
- ・ 豪雪に対応した都市施設の整備



## ③ 生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり

- ・ 隣接市町村との結びつきを強めるため、都市機能の充実・強化、磐城自動車道の連携軸の活用



## ④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進

- ・ コミュニティの維持・再生のため、安全・快適な市街地環境の整備、交流促進に資する場の創出やネットワークづくりなどの推進



## ⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

- ・ 集約的な市街地の形成により、快適な居住環境や都市機能の整備
- ・ 宿場町の歴史を生かした商店街活性化、魅力ある市街地の形成
- ・ 優良な農地の保全
- ・ 6次産業化など地域産業の強化



## ⑥ 環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

- ・ 自家用車に過度に依存しない移動手段の検討
- ・ 緑の保全、創出を図るため自然環境の保全



## ⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

- ・ 生活を支え、利便性を高め、良好な都市環境を形成するため必要な都市施設の整備
- ・ 地域の防災性向上や、自然環境や良好な田園景観、ユニバーサルデザインに配慮した都市施設整備



## 3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

- ・ 会津広域都市圏の西の玄関口として会津広域都市圏の中心である会津都市計画区域や喜多方都市計画区域と結びつき、自然環境や立地特性を生かした交流型の観光機能の整備・拡充

## 4) 保全すべき環境や風土の特性

- ・ 市街地周辺に広がる田園やそば畑などの景観は、背景の美しい山並みと合わせ、次世代に受け継ぐべき景観として保全
- ・ 大山祇神社や鳥追観音などの歴史的遺産、文化財、遺跡は、次世代へ伝承する文化として保全
- ・ 越後街道の宿場町であった野沢地区では、歴史的な景観の保全



## 4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 主要用途の配置方針

- 商業地
  - ・野沢駅周辺及び近接する国道49号沿道に配置
  - ・商業機能の拡充など都市機能の集積、まちの活性化に寄与する魅力ある商業地の整備
- 工業地
  - ・西会津工業団地を位置付け、地域資源を活用した地場産業の振興を図り工業集積を促進
- 住宅地
  - ・既存の野沢地区、尾野本地区、群岡地区を位置づけ
  - ・積雪地として望ましい居住環境と防災性の向上
  - ・生活関連施設の整備を推進し、ゆとりある良好な居住環境の整備

### 2) 土地利用の方針

- 居住環境の改善又は維持
  - ・宿場町の街なみなどの保全に配慮しつつ、市街地における快適な居住環境の形成
  - ・公園・緑地などのオープンスペースの確保、建築物の不燃化、生活道路の整備などの推進
  - ・高齢化に対応し、ユニバーサルデザインに配慮した居住環境の整備
- 都市内の緑地又は都市の風致の維持
  - ・社寺林などの良好な緑地、河川沿いの緑地などの保全および地域住民の憩いの場としての活用
- 優良な農地との健全な調和
  - ・優良な農地や生産性の高い集団農地は、都市的土地利用との調和を図り、優良な農地として保全
- 自然環境形成
  - ・無秩序な市街化を防止し、市街地周辺の農地、河川の良好な自然環境の保全
- 計画的な都市的土地利用
  - ・野沢地区、尾野本地区、群岡地区の市街地については、農地などの自然環境との調和に配慮しつつ、生活基盤を整備し、定住できる居住環境の形成

## 5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 交通施設

- 基本方針
  - ・広域連携軸である磐越自動車道や国道49号や459号の整備による広域的な連携機能の強化
  - ・本区域内の骨格及び地域内の生活基盤となる道路網の計画的な整備
  - ・大雪対策による冬季間交通の確保により、日常生活において安全で安心できる利便性の高い道路の整備
  - ・野沢駅、上野尻駅における交通結節点としての利便性強化
  - ・地域の防災性を高めるような道路網の検討及び整備を推進
  - ・景観等に配慮し、全ての人が利用しやすいようにユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備
- 主要な施設の配置方針
  - ・高規格幹線道路としての磐越自動車道、主要幹線道路として国道49号。また磐越自動車道西会津インターチェンジへのアクセス道路の強化
  - ・大雪対策を進め、防災対策や定住環境の整備に資する県道・町道を軸として地域内の道路網の形成

### 2) 下水道及び河川

- 基本方針
  - 【下水道】
    - ・河川の水質保全、良好な生活環境の形成を図るため、公共下水道をはじめ、汚水処理排水施設の整備の推進
    - ・市街地の周辺集落地では、農業集落排水事業、個別排水処理事業等との役割分担のもとに、汚水処理人口普及率の向上
    - ・東日本大震災を踏まえた災害に強い下水道整備の推進
  - 【河川】
    - ・治水安全度を確保し、地域住民の生活の安全を守るため、主要な河川の整備推進
    - ・生態系保全、河川景観に配慮した整備、水辺空間を地域住民の憩いの場として活用
- 主要な施設の配置方針
  - 【下水道】
    - ・排水を確実かつ効果的に集めるよう管渠の配置
    - ・必要な処理能力を有し、周辺環境との調和が図られる終末施設の配置
  - 主要な施設の整備目標
    - ・上記方針を踏まえて整備目標を定め、下水道、河川の整備の推進

## 6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- 基本方針
  - ・防災上問題のある既存市街地では、必要に応じて市街地開発事業の検討

## 7. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 基本方針

- ・スポーツ、レジャー、交流の拠点となるさゆり総合運動公園の整備
- ・市街地内における公園の整備推進
- ・田園・丘陵地、社寺・史跡などの緑地の保全
- ・住宅地の緑化、街なみ景観、自然景観の維持・形成
- ・河川空間の保全・活用、水と緑のネットワークの形成
- ・田園の自然環境の保全

### 2) 主要な公園緑地の配置方針

- 環境保全システムの配置方針
  - ・市街地を取り巻く貴重な緑である森林地域の保全
  - ・自然的環境の骨格、景観の緑の軸となる河川緑地の保全・維持
- レクリエーションシステムの配置方針
  - ・住区基幹公園、都市基幹公園は、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能等を考慮しながら配置
  - ・さゆり総合運動公園、雷山生活環境保全林・緑地休養施設等は、レクリエーション施設として整備・機能の充実
- 防災システムの配置方針
  - ・災害時の避難場所としてのオープンスペース、社寺、河川空間の活用および緑地の確保
- 景観構成システムの配置方針
  - ・市街地周辺の緑地の保全・活用
  - ・協定などの導入による住宅地の積極的な緑化の推進
  - ・河川や緑地、公園などを結び、水と緑のネットワークの形成

### 3) 実現のための具体的な都市計画制度方針

- ・街区公園、近隣公園、地区公園の整備

### 4) 主要な公園緑地の確保目標

- ・上記方針を踏まえて整備目標を定め、公園の整備の推進

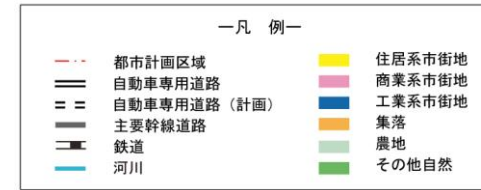
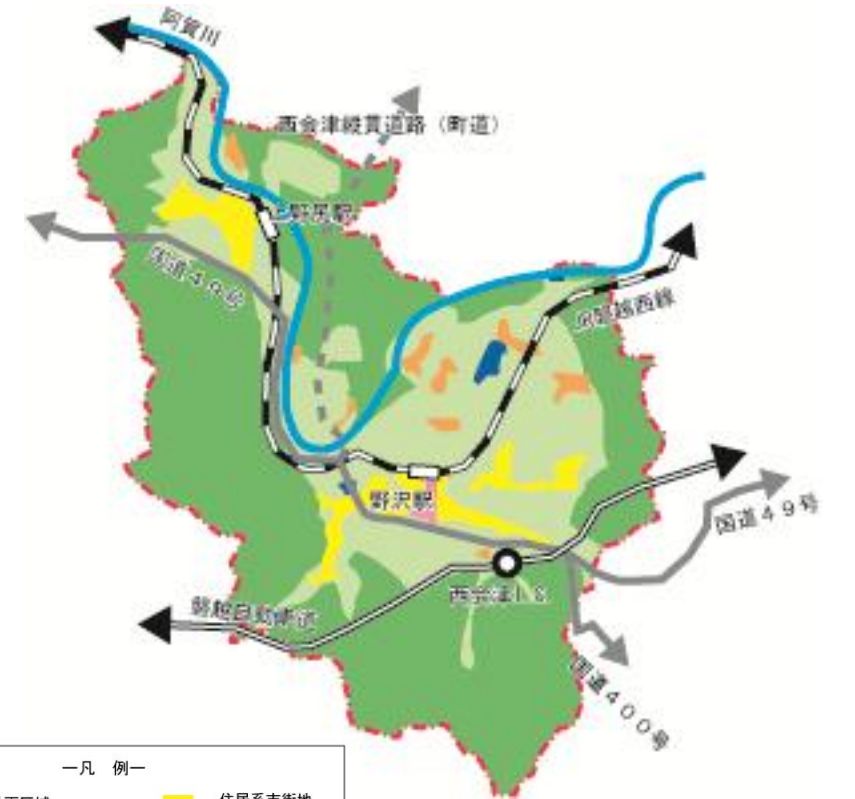


図 土地利用方針

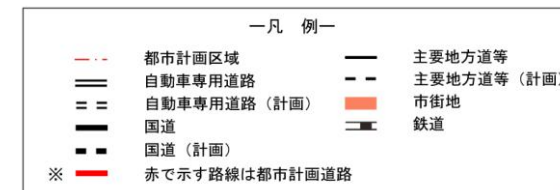
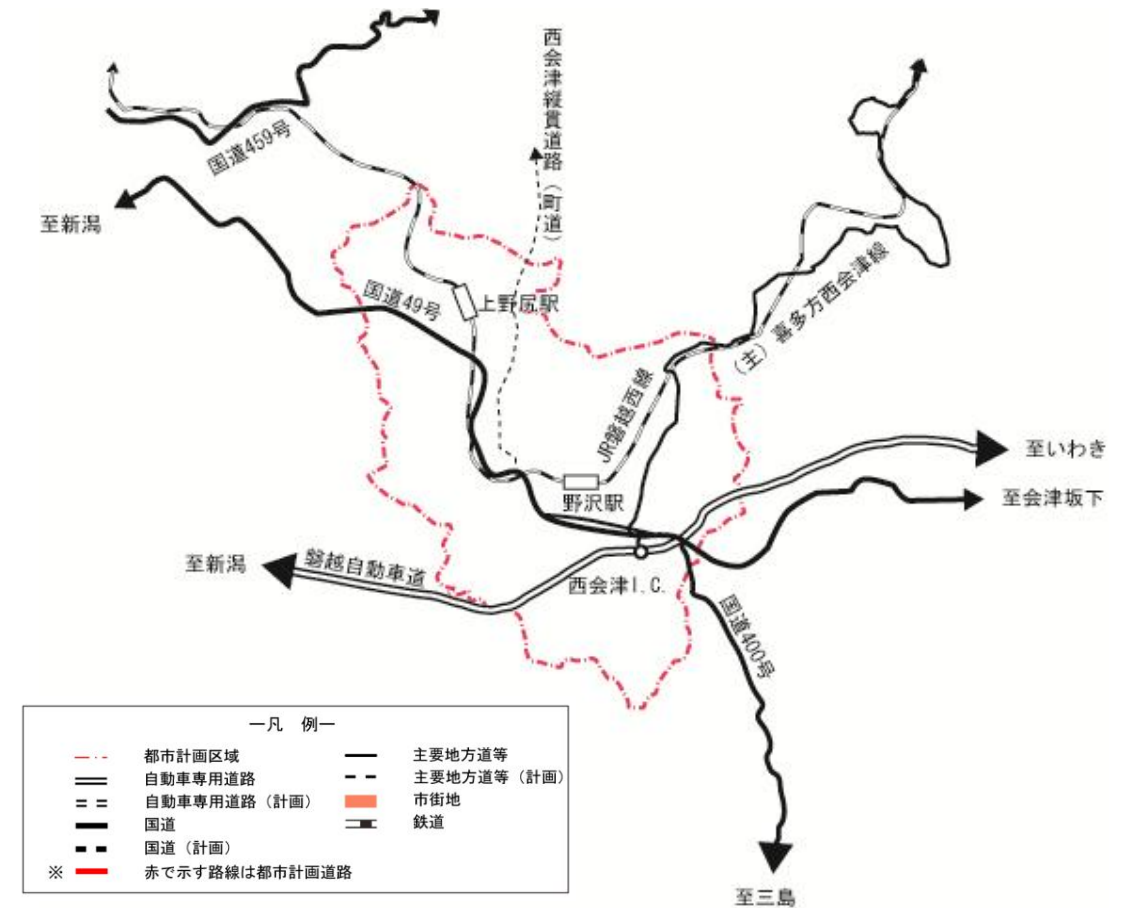


図 都市施設方針